

印西市学校適正配置審議会設置条例

平成 27 年 3 月 18 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 印西市立小学校及び中学校（以下「公立学校」という。）の配置の適正化を図るため、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、印西市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公立学校の適正な配置について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 6 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、教育委員会教育部学務課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。